会議結果報告書

令和5年3月17日

1 会議日時	令和5年2月27日								
2 場 所	議員全員協議会室								
3 件 名	西予市宇和町地域小学校再編計画書の策定について								
4 出席者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課								
	長、政策推進課長、政策推進課関係職員、教育総務課長								
5 会議結果	□ 案のとおり決定する								
	□ 一部修正の上、決定する								
	□ 継続して検討する								
	□ 案を否決する								
	■ 報告を了承する								
6 会議内容	●令和4年9月に「西予市宇和町地域再編計画書(案)」を								
	作成し、地域住民説明会、パブリックコメントなどを実施								
	し、令和5年2月の定例教育委員会において、計画内容の								
	承認を受けた。								
	●計画の内容について説明を行った。								

備考:会議内容を簡潔に記載すること

重要計画付議(報告)書

令和5年2月9日

部課名(教育部教育総務課)

1	件名	西予市宇和町地域小学校再編計画書の策定について
2	計画の概要	平成 21 年 10 月策定の「西予市小学校再編計画」の宇和町内
		小学校を3校に再編するという計画から1校に再編する。
		①1校に再編する。
		②新たな小学校が開校する方針
		③再編校の施設(宇和町小学校の校地・校舎を活用する)
		④再編の時期(令和 14 年度あたりを目途とする)
		⑤再編の手順(一斉に1校に再編することを基本とする。た
		だし、再編時期を待たずして再編要望があれば、先行し一部
		再編を実施する)
		⑥令和 9 年度に再編年度を西予市並びに教育委員会で協議す
		る。
3	関係法令等	なし
4	関係課	教育部学校教育課
5	その他	なし

備考:計画書を付議又は報告する場合に使用

西予市宇和町地域小学校再編計画書

令和5年3月 西予市·西予市教育委員会

目 次

1	西予	市	宇和	口田	丁地	域	小	字	校	冉	編	計	画	策	定	に	あ	た	つ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1)	背	景		•						•	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•	•				•	1
	(2)	経	過		•						•	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•	•				•	1
	(3)	目	的																		•	•								•	4
	(4)	再	編の	り必	少要	性	•					•					•				•	•								•	4
	1)	競し	, \ 슨	うしい	互	い	を	高	め	ょ	う	ح	す	る	力	ゃ	多	様	な	人	々	ع	か	か	わ	る	力	を		
		身	に作	寸(-	ける	٦	ع	の	重	要	性	•					•				•	•	•							•	4
	2)	児重		女の	減	少	^	の	対	応	•																		•	5
	3)	学村	交抗	包設	(の	老	朽	化	^	の	対	応																	•	6
2	今後	必	要と	<u> </u>	۶ħ	る	教	育	環	境												•	•								8
	(1)	個	性る	を生	Ξか	し	_	人	ひ	ع	IJ	を	大	切	に	す	る						•								8
	(2)	施	設等	手!	\ —	・ド	面	の	環	境												•	•		•						8
	(3)	教	職員		シャ	フ	۲	面	の	環	境											•	•		•						9
	(4)	安	全	· 芰	え心																	•			•						9
	(5)	ふ	るる	ع خ	<u>.</u>	⊐	Ξ	ュ	=	テ	1					•	•					•			•						9
3	望ま	し	しいき	学材	シ規	ᆝ模																•								•	11
4	西予	市	宇和	口田	丁地	域	小	学	校	の	再	編	1=	向	け	た	具	体	的	な	方	策	•								12
	(1)	再	編の	り杉	华組	み	及	び	通	学	条	件	等	を	考	慮	し	た	配	置											12
	1)	1 柱	交に	再	編											•								•						12
	2)	新し	با ر	۱/۱	学	校	に	再	編																				•	12
	3)	再約	扁杉	たの	施	設	等									•					•			•						12
	4)	再約	扁の) 時	期																								•	13
	⑤)	再約	扁の)手	-順											•					•			•						13
	(2)	再	編後	多 の)通	学	手	段														•			•					•	14
	(3)	学	校糺	合食	į.							•				•						•			•					•	15
	(4)	閉	校旅	包討	gの	活	用																								15

5	学校阝	再編計画の実	₹現に向け	ナて・	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	(1) 当	学校再編につ	いて配慮	ますへ	き	事	項	•	•		•		•			•	•	•	•	•	•	16
	1	学校運営に	ついての)配慮	Ţ •	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	16
	2	保護者への	〕配慮・ ⋅		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	3	地域活動へ	の配慮・		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	(2) 芎	学校再編の今	後の進め	方・	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	1	再編計画を	進める具	具体的	りな	手)	順	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	17
	2	推進スケジ	ジュール	(イメ	! —	ジ)	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	3	より良い学	や校再編を	を目指	ÍL	て																18

1 西予市宇和町地域小学校再編計画策定にあたって

西予市では、このたび「西予市宇和町地域小学校再編計画書」を策定するに至りました。この計画は、宇和町地域小学校の今後必要とされる教育環境の実現を図るため、西予市及び西予市教育委員会の基本的な考え方を地域の皆様にお示しするものであります。

(1) 背景

高度情報社会の到来、国際化の進展、産業構造の変化など、社会情勢が大きく変わってきた現在、次代を担う子どもたちを育む教育の重要性はますます高まっています。

西予市でも学校教育においては、子どもたちがこういった社会の変化に主体的に対応して、自他を尊重し、共生意識を深め、これからの社会をたくましく生きる力を育む教育の重要性が高まっています。

そのためには、基礎的・基本的な教育の定着を図り、自ら考え、主体的に行動できる「確かな学力」、思いやりの心をはじめとした「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」など、「生きる力」の育成が不可欠です。

このような中、宇和町地域においては児童数が、年々減少し、学校の小規模化が進んでいます。

西予市教育振興基本計画(令和2年6月一部改訂)に掲げる西予市が 目指す学校教育(「生きる力」を育む学校教育の推進)を見据え、次代を 担う子どもたちを育てていくためには、宇和町地域の教育環境の整備に 努める必要があります。

(2) 経過

●西予市立学校教育に関する諸課題について答申

平成19年7月、西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、西予市学校教育に関する検討委員会から、「西予市においては、過疎化、少子化が児童・生徒数の減少につながり、学校の統廃合は避けられないが、拙速に結論を出すのではなく、学校の統廃合を審議するための別の機関をつくり、そこで具体的に検討すべきである。また、市内各町単位の中学校については現在のままとし、小学校のみの統廃合を検討する。」といった内容の「西予市立学校教育に関する諸課題についての答申」を

受けました。

●西予市学校再編についての答申

このことにより、教育委員会では、平成 19 年 10 月に西予市学校再編検討委員会を設置し、当該委員会へ「西予市における小学校の適正規模や学校の統廃合、通学区域の見直し・弾力化といった適正化に向けた対応策について」を諮問し、翌、平成 20 年 7 月に各地域における具体的な小学校の再編案等に関する「西予市学校再編についての答申」を受けました。

宇和町地域における具体案は、当面の再編案として、多田小学校を中川小学校へ、明間小学校を皆田小学校へ各々統合し、中長期的な再編案として、多田、中川、石城の3小学校と宇和町小学校区の一部を1校区とした小学校の新設と、田之筋、皆田、明間の3小学校を宇和町小学校へ統合し、同規模の小学校2校に再編するというものでした。

●西予市小学校再編計画の策定

この答申内容や校区別説明会、パブリックコメント、アンケート調査等での意見をもとに、教育委員会で協議検討を重ね、平成21年10月に「西予市小学校再編計画」(以下「再編計画」という。)を策定しました。

再編計画における宇和町地域の枠組みは、多田小学校、中川小学校、 石城小学校を1校に再編し「宇和上小学校(仮称)」、明間小学校、皆田小 学校、田之筋小学校を1校に再編し「宇和下小学校(仮称)」とし、存続 する宇和町小学校と合わせて3校に再編する計画となっていました。

●明間小学校を皆田小学校に統合・校区別住民説明会の開催

この再編計画にもとづき、平成29年4月に、明間小学校を皆田小学校に統合し、併せて、平成28年11月から平成29年8月にかけて、各小学校区単位での地域住民を対象とした説明会を開催しました。

説明会では、「3校案や適正規模等について、長期的視点に立った取組が必要である。」また、「将来はともかく、今は再編の必要性は感じていない。」との意見が多く、再編に向けての機運の高まりが感じられない状況でありました。

それとともに、「児童数は長期的に減少し、更なる再編が避けられない

と思われ、より集約した形で再編するのが望ましく、再編計画は見直すべきである。」との意見が大勢を占めたため、これら意見をもとに教育委員会では3校に再編するという、これまでの再編計画を見直すこととしました。

●再編計画の見直し・西予市宇和町地域小学校再編検討委員会の設置

見直しを検討するにあたっては、今後の児童数の推移、校舎の老朽化の状況、統合間もない皆田・明間小学校区の地域事情などのほか、現下の学級編制人数の状況や方向性、教科担任制への対応、ICT機器の導入をはじめとする教育環境の変化、また、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の取組状況等も踏まえ、教育委員会としては、総合的に見て、令和3年度が協議を行う適切な時期であると判断しました。

そして、令和3年7月に西予市宇和町地域小学校再編検討委員会(以下「再編検討委員会」という。)を設置し、再編検討委員会に「西予市宇和町地域における小学校の規模、配置等の基本的な考え方及び再編に向けた具体的な方策について」を諮問しました。

●西予市宇和町地域小学校再編について答申

再編検討委員会において「将来を担う子どもたちにとって、望ましい教育環境とは何か」を基本に据え、約1年間7回にわたる審議が行われました。望ましい教育環境、再編の必要性、通学方法、再編場所、再編時期、大規模校・小規模校におけるメリット・デメリットなどについて、十分議論を重ねた上で、意見を集約した「西予市宇和町地域小学校再編に関する答申書」が作成され、教育委員会は、令和4年4月に同答申書を受け取りました。

●西予市宇和町地域小学校再編計画書の策定

教育委員会では、再編検討委員会での議論や答申の内容を尊重しつつ検討を加え、「西予市宇和町地域小学校再編計画書(案)」を作成し、令和4年9月に公表しました。これをもとに宇和町地域6小学校区ごとに地域住民説明会を実施するとともにパブリックコメントの募集等を行い、広く地域の皆様に説明し、ご意見を求めて参りました。

その結果を踏まえて、教育委員会では次代を担う子どもたちの健全な

育成とよりよい教育環境の実現を目指して、皆様からいただいたご意 見・ご提案を参考に慎重に審議を重ねた上で、このたび、「西予市宇和 町地域小学校再編計画書」を策定いたしました。

(3)目的

宇和町地域の児童数の減少、学校施設の老朽化や安全対策の必要性といった課題解決のほか、GIGAスクール構想の実現を軸とした全ての子どもたちの可能性を引き出すための、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指した「令和の日本型学校教育」(※1)の推進等、子どもや学校教育を取り巻く環境が大きく変化しており、新しい時代に対応できる教育環境の基盤づくりを行い、次代を担う子どもの育成と今後の学校教育の充実を図ることを目的とします。

※1「令和の日本型学校教育」とは

日本型学校教育の「子どもたちの知・徳・体を一体で育む学校教育」の良さを受け継ぎ、さらに発展させるため I C T を活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現を行うもの。

一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、 あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しな がら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能 な社会の創り手となることが求められている。

(4) 再編の必要性

① 競い合い互いを高めようとする力や多様な人々とかかわる力を身付けることの重要性

先に述べた「令和の日本型学校教育」の推進と同様に、西予市では 西予市教育振興基本計画の重点目標の一つとして掲げている「『生きる 力』を育む学校教育の推進」において、学校・家庭・地域の連携・協 力により、児童・生徒に確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバ ランスよく身に付けさせ、社会の一員としてたくましく生きていく力 を育成することとしています。

それを実現するための一つとして、一定規模以上の集団の中で、競

い合い互いを高めようとする力がさらに養われることや、多様な価値 観に触れ多様な人々とかかわる力や協調性を身に付けることが重要で す。

② 児童数の減少への対応

令和4年5月1日現在の宇和町地域内の小学校の児童数は、815人 で、15年前の平成19年度の955人と比較すると、140人減少してい ます。さらに、今後の児童数推移を予測した場合、令和9年度の児童 数は 735 人となり、令和 4 年度より 80 人の減少、令和 14 年度は 640 人となり、175人減少となります。

宇和町地域内の児童数の推移をみると、児童数が一時的に増加する 地域もありますが、宇和町全体からみると、今後も減少傾向が続くこ とが統計的に予測され、児童数の減少への対応が必要です。(表 1-1・ 2 • 3 参照)

表1-1 宇和町地域小学校の児童数推移(実績・予測)

単位:人

小学校名	平成19年度	平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
多田	73	55	66	43	31	18	13
中川	83	104	142	124	130	123	118
石城	77	78	71	66	55	41	36
宇和町	552	514	504	425	381	335	288
皆田	75	66	99	73	61	49	39
明間	28	26					
田之筋	67	71	71	84	77	74	69
合計	955	914	953	815	735	640	563



表1-3 宇和町地域小学校の児童数推移(各年毎の実績・予測)

単位·人

事成19年度 中川小 石城 宇和町小 皆田小 田之筋小 明間小 合計 平成20年度 70 84 74 573 68 63 26 958 平成21年度 67 72 80 559 65 69 23 935 平成22年度 63 74 84 541 71 70 24 927 平成23年度 58 88 78 540 68 76 26 934 平成23年度 55 104 78 514 66 71 26 914 平成25年度 60 112 85 502 69 69 27 941 平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成29年度 66 142 71 504 99 71 948 平		2-1		1-b		I	- 1. th. 1	55.55	単位:人
平成20年度 70 84 74 573 68 63 26 958 平成21年度 67 72 80 559 65 69 23 935 平成22年度 63 74 84 541 71 70 24 927 平成23年度 58 88 78 540 68 76 26 934 平成24年度 55 104 78 514 66 71 26 914 平成25年度 60 112 85 502 69 69 27 924 平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成28年度 64 142 75 503 60 77 27 943 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和1年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 43 124 66 425 73 84 815 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 31 120 64 414 66 84 779 令和1年度 31 120 64 414 66 84 779 令和1年度 22 126 44 136 75 78 78 799 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和1年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 15 120 38 306 43 71 593									
平成21年度 67 72 80 559 65 69 23 935 平成22年度 63 74 84 541 71 70 24 927 平成23年度 58 88 78 540 68 76 26 934 平成24年度 55 104 78 514 66 71 26 914 平成25年度 60 112 85 502 69 69 27 924 平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成28年度 64 142 75 503 60 77 27 948 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 中成29年度 68 144 69 494 94 68 937 令和元年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.</td> <td></td> <td></td>							0.		
平成22年度 63 74 84 541 71 70 24 927 平成23年度 58 88 78 540 68 76 26 934 平成24年度 55 104 78 514 66 71 26 914 平成25年度 60 112 85 502 69 69 27 924 平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成27年度 66 142 75 503 60 77 27 948 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和元年度 51 140 63 462 82 66 864 令和34年度 45 128 61 434 78 78 88 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772<	平成20年度								
平成23年度 58 88 78 540 68 76 26 934 平成24年度 55 104 78 514 66 71 26 914 平成25年度 60 112 85 502 69 69 27 924 平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成28年度 64 142 75 503 60 77 27 948 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 51 140 63 462 82 66 864 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和6年度 31 118 60 410 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 <									
平成24年度 55 104 78 514 66 71 26 914 平成25年度 60 112 85 502 69 69 27 924 平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成29年度 64 142 75 503 60 77 27 943 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 中成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和2年度 60 145 61 476 84 74 900 令和14年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 43 124 <th< td=""><td>平成22年度</td><td></td><td>74</td><td></td><td>541</td><td></td><td></td><td>24</td><td>927</td></th<>	平成22年度		74		541			24	927
平成25年度 60 112 85 502 69 69 27 924 平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成28年度 64 142 75 503 60 77 27 948 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和30年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度	平成23年度		88						934
平成26年度 64 124 89 493 65 79 27 941 平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成28年度 64 142 75 503 60 77 27 948 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和3年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 12	平成24年度	55	104		514				914
平成27年度 67 137 84 485 67 75 25 940 平成28年度 64 142 75 503 60 77 27 948 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和元年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和10年度 22 126 4	平成25年度	60	112	85	502	69	69	27	924
平成28年度 64 142 75 503 60 77 27 948 平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和元年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和11年度 22 126 44 367 55 77 78 令和11年度 22 126 44 367	平成26年度	64	124	89	493	65	79	27	941
平成29年度 66 142 71 504 99 71 953 平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和元年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 5	平成27年度	67	137	84	485	67	75	25	940
平成30年度 68 144 69 494 94 68 937 令和元年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 5	平成28年度	64	142	75	503	60	77	27	948
令和元年度 60 145 61 476 84 74 900 令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673	平成29年度	66	142	71	504	99	71		953
令和2年度 51 140 63 462 82 66 864 令和3年度 45 128 61 434 78 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	平成30年度	68	144	69	494	94	68		937
令和3年度 45 128 61 434 78 78 824 令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640	令和元年度	60	145	61	476	84	74		900
令和4年度 43 124 66 425 73 84 815 令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624	令和2年度	51	140	63	462	82	66		864
令和5年度 34 121 64 419 62 87 787 令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 <td>令和3年度</td> <td>45</td> <td>128</td> <td>61</td> <td>434</td> <td>78</td> <td>78</td> <td></td> <td>824</td>	令和3年度	45	128	61	434	78	78		824
令和6年度 31 118 60 410 62 91 772 令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 <td>令和4年度</td> <td>43</td> <td>124</td> <td>66</td> <td>425</td> <td>73</td> <td>84</td> <td></td> <td>815</td>	令和4年度	43	124	66	425	73	84		815
令和7年度 31 120 64 414 66 84 779 令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578 </td <td>令和5年度</td> <td>34</td> <td>121</td> <td>64</td> <td>419</td> <td>62</td> <td>87</td> <td></td> <td>787</td>	令和5年度	34	121	64	419	62	87		787
令和8年度 33 116 70 383 61 83 746 令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和6年度	31	118	60	410	62	91		772
令和9年度 31 130 55 381 61 77 735 令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和7年度	31	120	64	414	66	84		779
令和10年度 24 127 45 378 57 78 709 令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和8年度	33	116	70	383	61	83		746
令和11年度 22 126 44 367 55 77 691 令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和9年度	31	130	55	381	61	77		735
令和12年度 20 125 43 356 53 76 673 令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和10年度	24	127	45	378	57	78		709
令和13年度 19 124 42 345 51 75 656 令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和11年度	22	126	44	367	55	77		691
令和14年度 18 123 41 335 49 74 640 令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和12年度	20	125	43	356	53	76		673
令和15年度 17 122 40 325 47 73 624 令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和13年度	19	124	42	345	51	75		656
令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578		18	123	41	335	49	74		640
令和16年度 16 121 39 315 45 72 608 令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578	令和15年度	17	122	40	325	47	73		624
令和17年度 15 120 38 306 43 71 593 令和18年度 14 119 37 297 41 70 578			121	39					
令和18年度 14 119 37 297 41 70 578									
		14	119	37	297	41	70		578

[※]表1-1・2・3ともに平成19年度から令和4年度については、各年度5月1日現在の数値。

③ 学校施設の老朽化への対応

宇和町地域内の小学校施設(校舎、屋内運動場)の多くは、建築後40年程度経過し、古い施設では50年を超えている施設もあります。(表2参照)

最も新しい宇和町小学校も 33 年を経過しており、学校施設の更 新時期も迫ってきていることから老朽化への対応が必要です。

なお、昭和55年度以前の旧耐震基準で整備された施設は、全て耐 震診断を実施し、その結果にもとづいた耐震化工事は完了していま す。

また、校舎等学校施設の改築等を実施する場合には、それぞれの建物によって状態が異なるため、必要に応じて詳細な調査や改修を

[※]令和5年度から令和19年度までは令和4年度の数値・実績をもとにした数値から予測したものであ

り、社会的条件やその他の要素により数値が変動することがある。 ※明間小学校は平成29年度から皆田小学校に統合。

行っています。調査の結果、危険な状態であると判断した時に、改 築する場合があります。

表2 宇和町地域小学校の施設状況

令和4年4月1日現在

〒和4年4月1日										
小学校名	施設区分	構造	階数	建築年月日	経過年数					
4 Ⅲ	校舎	RC	3	昭和57年3月	40					
多田	屋内運動場	RC	2	昭和58年2月	39					
+ 111	校舎	RC	3	昭和55年3月	42					
中川 	屋内運動場	RC	2	昭和58年2月	39					
石城	校舎	RC	2	昭和54年2月	43					
	屋内運動場	RC	2	昭和56年2月	41					
	屋内運動場	RC	2	昭和63年3月	34					
⇔≠□₽₽	校舎(北)	RC	2	平成元年1月	33					
宇和町	校舎(管理)	RC	2	平成元年1月	33					
	校舎(南)	RC	2	平成元年1月	33					
	校舎	RC	2	昭和45年3月	52					
皆田	屋内運動場	RC	2	昭和59年3月	38					
	新校舎	RC	3	昭和59年3月	38					
口士俠	校舎	RC	3	昭和56年3月	41					
田之筋	屋内運動場	RC	2	昭和56年12月	40					

※RC:鉄筋コンクリート造

このような状況を総合的に勘案した結果、将来にわたり、より良好な教育環境を確保するため宇和町地域における小学校再編は必要であると考えます。

2 今後必要とされる教育環境

宇和町地域における今後必要とされる教育環境は次のとおりと考え、再編した学校において、その実現のため、具体的な方策を着実に講じる必要があります。

(1) 個性を生かし一人ひとりを大切にする

一定規模の集団の中で多様性が保たれ、選択肢が多くあり、児童一人ひとりの個性を生かすことができるとともに、切磋琢磨する中で、競い合い互いを高めようとする力がさらに養われることや、多様な価値観に触れ多様な人々とかかわる力や協調性を育むことができる教育環境。

また、変化の激しい時代に対応できる柔軟な思考・発想が育まれる 教育環境。

心のケアの充実など、大きな集団の中でも一人ひとりが大切にされ、 教職員と児童・保護者が互いに信頼し合い、子どもたちが伸び伸びと 楽しく学び合える教育環境。

【具体的な方策の例】

- ・各種行事を通して、大勢の人とかかわる機会や、多様なリーダの育成
- ・学習活動のほか、文化・スポーツ活動におけるニーズに応じた 選択肢の提供
- ・IC T端末を活用した、個別学習と協働学習を一体化する学習活動の実現(専門的な教職員の配置等)
- ・特別支援教育の充実(生活支援員の適切な配置)
- ・教育相談、不登校支援の充実

(2) 施設等ハード面の環境

時代に応じた教育や環境に配慮した快適な学びの空間となる校舎。 ICT等新しい教育に対応できる教室や設備が整っている教育環境。

【具体的な方策の例】

- ・木造木質化を図り環境にやさしく落ち着いて学べる空間
- ・施設のバリアフリー化

- ・ICTを最大限活用できる環境の整備(高速大容量ネットワーク 整備など)
- ・脱炭素化の推進(消費電力を抑える高効率空調、LED照明機器、 自然光や通風を利用した換気システムなど)

(3)教職員等ソフト面の環境

児童や保護者のニーズに応じた教育や支援の実施と教職員が子どもたちの教育活動に専念できる教育環境。

教職員等がICTを効果的に活用することにより、子どもたちに分かりやすい授業を実現でき、ネットワーク環境による情報の共有やコミュニケーション能力の向上、個別対応など、子どもたちの確かな学力を育成することのできる教育環境。

【具体的な方策の例】

- 教職員(専科教員の配置)、支援員(生活・学習サポート、不登校 対応)の充実
- ・専門スタッフ(ICT支援員、スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー等)の充実
- ・ICTによる校務効率化

(4) 安全·安心

災害に強く安全な校舎等の施設、感染症対策が徹底できる施設環境。 通学路の安全対策に努め、安全で安心できる通学路や通学負担軽減 のためスクールバスが運行している教育環境。

【具体的な方策の例】

- ・学校施設の適切な維持管理
- ・スクールバスの活用による集団登下校の実施(一人での長距離通 学の解消)

(5) ふるさと・コミュニティ

学校と家庭・地域のより一層の連携や協働により、通学区域が広がることを活かし、子どもたちが多様な文化に触れ、ふるさとを愛する心が育まれる教育環境。

また、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が充実し、

地域住民や保護者(PTA)との結びつきが強い教育環境。

【具体的な方策の例】

- ・宇和町地域全体のふるさと学習の推進
- ・優れた地域の教育力の活用
- ・公民館(R5.4.1から地域づくり活動センター)との連携による 地域活動への参加
- ・地域の声が届くコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動の運営

3 望ましい学校規模

宇和町地域の小学校の学級数は、国が標準的な学校規模としている 12 学級以上 18 学級以下(1学年あたりクラス替えが可能となる2~3学級)を目安とします。

現在、宇和町小学校以外は、1学年1学級以下となっていますが、宇和町地域小学校再編により1学年で2~3学級(1学級あたり35人)、またはそれ以上の規模での再編も可能になると考えます。

その結果、子どもたちが一定の集団の中で切磋琢磨することで、競い合い互いを高めようとする力がさらに養われることや、多様な価値観に触れ多様な人々とかかわる力や、協調性を身に付けることにもつながると考えます。

もちろん、これまで培ってきた小規模校の良さや特性を生かすことができるよう、さらなる教育環境の工夫・改善に努めていく必要があります。

なお、特別支援学級の編制及び学級数についても、特別支援を必要と する児童が安全かつ円滑に学校生活を送れる、きめ細やかな教育が展開 できるよう十分考慮する必要があります。

国の学校規模の標準

学校教育法施行規則では、「第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない。」としている。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、 適切な学校規模の条件として、「第4条第1項第1号 学級数が、小学校及 び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあ つてはおおむね18学級から27学級までであること。」としている。

4 西予市宇和町地域小学校の再編に向けた具体的な方策

(1) 再編の枠組み及び通学条件等を考慮した配置

① 1校に再編

児童数の推移等(表 1-1)で示したとおり、宇和町地域の小学校児 童数は、今後も減少傾向が続くことが統計的に予測されます。

将来の更なる児童数減少等を考慮すると、2校以上の複数校に再編 した場合は、再度の再編が必要となる可能性が高いため、1校に再編 することとします。

1校に再編することにより

- 宇和町地域の中学校は既に1校であり、その宇和中学校へ進学する 多くの児童にとって、より不安なく、スムーズな進学となること期 待できます。
- 教科担任制の導入など、小中学校の連携が必要となる場合において も、お互いの協力・連携がより強化され、かつ柔軟な対応が可能と なります。
- 宇和町地域の住民の皆さんが、1 校へ通学する全ての小学生のことを、宇和町の子ども、私たちの町の子どもと感じてもらえることができます。
- 教育予算を集中して活用できる利点を生かし、誇りうる、よりよい 教育環境の整備につながります。

② 新しい小学校に再編

宇和町地域のすべての小学校を閉校し、「新たな小学校が開校する」 という方針で行います。

③ 再編校の施設等

地理的にも宇和町地域の中心に位置する、現在の宇和町小学校の校 地・校舎を活用しての再編とします。

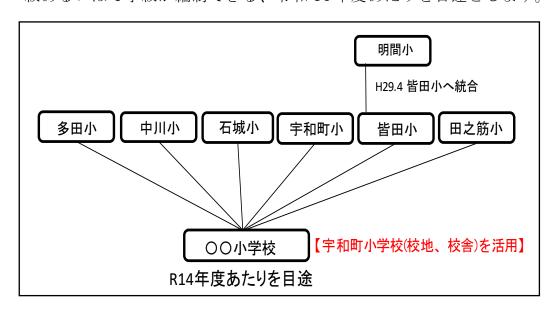
可能な範囲において、既存の施設等を活用することを基本として、 学校施設・設備の整備を行います。また、状況に応じて増築等を検討 します。

施設等の整備にあたっては、防災上の安全性に配慮し、ICTや教

科担任制といった新しい教育に対応した環境整備を行うこととします。 また、子どもたちが誇りに思うことができるよう、西予市産材を積 極的に活用した施設の木造・木質化を図ることとします。

④ 再編の時期

再編の時期は、現時点での児童数の将来予測などから、1学年3学級あるいは4学級が編制できる、令和14年度あたりを目途とします。



⑤ 再編の手順

宇和町地域の6つの小学校を、一斉に1校に再編することを基本とします。全ての小学校区において、保護者、地域住民等と十分に協議し、性急な再編とならないよう時間的余裕をもって計画的に再編を実施します。

目途とする再編時期における児童数が、ある程度判明する時点において、市内学校施設の改築状況等も考慮し、再編の時期等について総合的に判断し、適切な時期に学校再編推進委員会(※2)を設け、具体的に進めていくこととします。

ただし、特に児童数の著しい減少や校舎等施設の老朽化等各小学校の状況により、多くの保護者や地域住民から、再編時期を待たずして再編要望があった場合は、先行し一部再編を実施します。

先行して再編する学校が生じた場合は、学校再編推進委員会で協議の上「新たな小学校」として開校することを基本に、慎重に対応します。

※2「学校再編推進委員会」とは

目 的:西予市学校再編に伴う諸問題を検討し関係校の再編を円滑

に進めるため、教育委員会に設置する。

委員委嘱:①~⑦に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命

する。委員は全小学校区代表者で構成する。

委員(例):①児童保護者、未就学児童保護者代表 ②学校関係職員

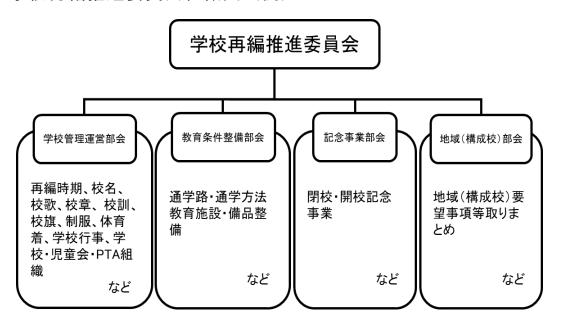
③地域代表者 ④老人·婦人等代表者 ⑤学識経験者

⑥教育委員会関係 ⑦教育委員会が必要と認める者 若干名

部会(例):学校管理運営部会、教育条件整備部会、記念事業部会

地域(構成校)部会

学校再編推進委員会組織図 (例)



(2) 再編後の通学手段

学校再編に伴い、遠距離通学の児童が増加します。

そこで、児童の安全な登下校を最優先した上で、通学負担を軽減するため、スクールバス等を運行することとし、児童の学校生活に影響が生じないよう十分配慮します。

通学路の点検、見直し等については、学校や保護者、地域との情報の共 有化に努め、児童にとって安全・安心な通学手段の確保や交通安全指導な どの対策を図ります。併せて学校再編後の校地・校舎として活用する周辺 道路等の整備についても検討します。

なお、通学方法やスクールバス等の運行方法、遠距離通学支援など具体 的な内容については、学校再編推進委員会において、地域の実情、学校や 保護者の意見等を踏まえて具体的に協議・検討することとします。

(3) 学校給食

学校再編後も引き続き、せいよ西学校給食センターから「安全で、安心して食べられる、おいしい給食」を届けます。

(4) 閉校施設の活用

学校は、地域コミュニティの中心的な役割を担ってきました。また、ほとんどの学校の屋内運動場や運動場は、現在、地域の社会体育の場として利用されているとともに、災害時には避難場所としての役割を担っています。

そこで、閉校施設(校舎、屋内運動場、運動場等)については、優良事例等も参考に、地域住民等と協議をしながら効果的な活用について柔軟に 対応することとします。

県内の活用事例

- ・西予市旧狩江小学校を地元企業が平成28年から事務所として活用
- ・内子町旧長田小学校を地域住民団体が平成 24 年から各種体験型宿 泊施設「おやまの学校ながた」として活用
- ・今治市旧宗方小学校を地元企業が平成30年から宿泊施設「大三島 ふるさと憩の家」として活用

5 学校再編計画の実現に向けて

(1) 学校再編について配慮すべき事項

学校は、教育施設としての役割の他に災害時の緊急避難場所としての 役割や地域のシンボル・地域活動の拠点施設的な役割を担っており、学 校再編は地域活動に大きな影響を与えることが想定されます。

学校再編を円滑に推進していくためには、再編後の学校施設の整備計画等、再編に関する情報を市民へ周知するとともに、保護者、地域住民等の声を広く聴き、十分な協議を行い、理解を得た上で、学校再編推進委員会で再編に向けて具体的な検討を行うこととします。

① 学校運営についての配慮

学校再編を実施する際には、再編実施前の一定期間には各学校間での交流事業等を行うなど、児童はもちろん教職員や保護者等の戸惑いや不安を解消できるよう配慮します。

また、各学校のコミュニティ・スクールとの連携を図りながら、再 編後の学校が円滑に運営できるように進めます。

② 保護者への配慮

就労などのため、放課後や週末に家庭での子育ての時間が確保できない世帯への対応として、児童に放課後や週末の学びや健全な遊び、 生活の場を提供する「学童保育(放課後児童健全育成事業)」「放課後子ども教室」等の取組を進めます。

③ 地域活動への配慮

学校再編後においては、子どもたちと地域の大人たちとのかかわり が希薄になっていくことが懸念されます。

そこで、再編後もこれまでどおり子どもたちが地域の公民館(R5.4.1から地域づくり活動センター)や社会教育関係団体、その他様々なグループ・団体等の地域活動に参加できるよう配慮します。

また、特色ある各地域の教育力を十分活用できる場を確保し、地域の歴史や自然、文化を学び、郷土を愛する心を育てるよう配慮します。

(2) 学校再編の今後の進め方

本計画を基本とし、再編を進めるための適切な時期に小学校区ごとに基本的な方向性についての説明会を行い、保護者(未就学児童保護者を含む)や地域住民の理解を得た上で、学校再編推進委員会を設置し、再編に向けての具体的検討を行っていきます。

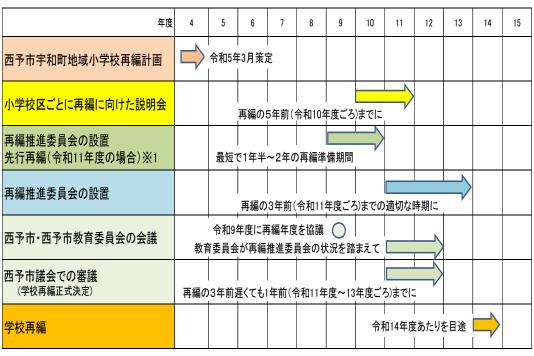
① 再編を進める具体的な手順

スムーズな再編を行うため、再編の目途としている令和 14 年度の 5 年前となる令和 9 年度において、最終的に 1 校とする再編年度を、 西予市並びに教育委員会にて協議することとします。

その協議結果にもとづき、改めて住民説明会を開催し、説明会での意見等の状況を勘案した上で、西予市並びに教育委員会で最終の再編時期を判断します。併せて、学校再編推進委員会を設置し、再編に向けて具体的な検討を進めていきます。

最終的には、西予市立学校に関係する条例改正について、西予市議会において審議、可決されたのち、再編が決定します。

② 推進スケジュール (イメージ)



※1 多くの保護者や地域住民から、その時期を待たずして再編要望があった場合、先行し一部再編を実施。

③ より良い学校再編を目指して

今後、本計画を基本としつつ、我が国の学校教育の動向や社会情勢等も注視しながら、保護者や地域住民と話合いを重ね、地域と学校及び行政は三位一体となってより良い学校再編を目指してまいります。